

特定非営利活動法人  
農福学イノベーションサポートセンターなごみ 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 農福学イノベーションサポートセンターなごみと称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を群馬県前橋市嶺町278番地12に置く。

(目的)

第3条 この法人は、「新たな思考で課題に向き合い、皆と未来を創造する」という理念に基づき、地域社会の抱える多様な課題に対し、既存の枠組みにとらわれない先駆的かつ柔軟な事業をもって取り組み、新たな選択肢を提示することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
- (5) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (6) 地域安全活動
- (7) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (8) 国際協力の活動
- (9) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- (10) 子どもの健全育成を図る活動
- (11) 情報化社会の発展を図る活動
- (12) 経済活動の活性化を図る活動
- (13) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (14) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動
- (15) 前各号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県又は指定都市の条例で定める活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 福祉に携わる、又は携わろうとする者に対する専門知識及び実践的スキルの研修及び育成事業
- (2) 福祉分野における実務研修と職業能力開発を通じた就労の支援及び育成事業
- (3) 職業の選択及び生涯設計に必要な思考力や基礎知識の習得を目的とした講習会、研修会及び講演事業
- (4) 専門的療育手法の普及を通じた児童への関わり並びに障害児支援に関する専門性の向上を図る育成事業
- (5) 多文化背景を有する人材の福祉分野への参入を促進するための情報提供、相談支援及び啓発、専門知識の提供及び実践スキルの教育・研修事業
- (6) 多文化共生を目的とした、子ども及びその家族に対する生活支援及び支援体制構築事業
- (7) 農業を通じた社会参加促進及び自立支援事業
- (8) 働く女性を含む保護者の就業継続を支援するため、放課後や長期休暇中に子どもの安全な居場所を確保し、健全な成長を促す児童福祉法に基づく放課後児童健全育成事業
- (9) 不登校児童、生活困窮者及び地域児童に対する居場所の提供、生活及び家庭支援並び

## に知識及び能力の習得を図る健全育成事業

- (10) ひとり親世帯の経済的及び精神的課題を解決し、就労の支援、相談を通じて保護者と子どもの生活の自立を促進する事業
- (11) 子どもの発達支援に対する社会の理解促進と、専門的な保育・育児アプローチを学ぶための普及啓発活動
- (12) 地域住民の子育て及び障害に関する相談に対し、専門的な解決策と情報を提供する地域包括支援事業
- (13) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業
- (14) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設運営事業
- (15) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域生活支援事業
- (16) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく一般相談支援事業
- (17) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく特定相談支援事業
- (18) 児童福祉法に基づく障害児相談支援事業
- (19) 児童福祉法に基づく障害児通所支援事業
- (20) 福祉分野における事業者に対する運営支援、業務改善、事業設計等に関する助言及び行政団体等からの委託による支援事業の受託
- (21) その他、前各号に掲げる事業に付帯又は関連する事業
- (22) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

## 第2章 会員

### (種別)

第6条 この法人の会員は、正会員の一種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

(1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体

### (入会)

第7条 この法人の正会員は、特に条件を定めない。

- 2 正会員として入会しようとするものは、理事会の議決を経て理事長が別に定める入会申込書により理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

### (入会金及び会費)

第8条 正会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

### (会員の資格喪失)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 本人が死亡し、若しくは失そう宣告を受け、又は正会員である団体が消滅したとき。
- (3) 繼続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

### (退会)

第10条 正会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、総会の議決により、当該会員を除名することができる。この場合、総会において議決する前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(1) この法人の定款、規則等に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(拠出金品の不返還)

第12条 既に納入した入会金、会費その他の拠出金品は、返還しない。

### 第3章 役員及び職員

(種類及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上12人以内
- (2) 監事 1人以上2人以内

2 理事のうち、1人を理事長、1人を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、又は理事会の招集を請求すること。

(任期)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、補欠又は増員により選任された役員は、前任者又は現任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第 18 条 役員が次の各号のいずれかに該当する場合は、総会の議決により、当該役員を解任することができる。この場合、総会において議決する前に当該役員に弁明の機会を与えるなければならない。

(1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(報酬等)

第 19 条 役員には、報酬を与えることができる。ただし、役員のうち報酬を受ける者の数は、役員総数の 3 分の 1 以下でなければならない。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前 2 項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第 20 条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

2 職員は、理事長が任免する。

## 第 4 章 総会

(種別)

第 21 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(構成)

第 22 条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第 23 条 総会は、以下の事項について議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散

(3) 合併

(4) 事業計画及び活動予算並びにその変更

(5) 事業報告及び活動決算

(6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬

(7) 入会金及び会費の額

(8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第 53 条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄

(9) 事務局の組織及び運営

(10) その他運営に関する重要な事項

(開催)

第 24 条 通常総会は、毎年 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。

(2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的を記載した書面により、招集の請求があったとき。

(3) 第 15 条第 4 項第 4 号の規定により、監事が招集するとき。

(招集)

第 25 条 総会は、前条第 2 項第 3 号の場合を除き理事長が招集する。

2 理事長は、前条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から起算して 14 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも総会の開催の日の 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 26 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第 27 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(議決事項)

第 28 条 総会における議決事項は、第 25 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

(議決)

第 29 条 総会の議事は、この定款に別に定めるものほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(社員の表決権等)

第 30 条 各正会員の表決権は、平等とする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正社員は、第 27 条、前条、次条第 1 項、第 54 条及び第 56 条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 31 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
  - (2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
  - (3) 審議事項
  - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名、押印しなければならない。

## 第 5 章 理事会

(構成)

第 32 条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第 33 条 理事会は、この定款で別に定めるものほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第 34 条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の 3 分の 2 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 15 条第 4 項第 5 号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第35条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときには、その日から起算して14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもつて、少なくとも理事会の開催の日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第36条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第37条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ開会することができない。

(決議事項)

第38条 理事会における議決事項は、第35条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

(議決)

第39条 理事会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、理事総数の過半数をもって決する。

(理事の表決権等)

第40条 各理事の表決権は、平等とする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、第37条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることがない。

(議事録)

第41条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
  - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあっては、その旨を付記すること。）
  - (3) 審議事項
  - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

## 第6章 資産及び会計

### (資産の構成)

第42条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

### (資産の区分)

第43条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

### (財産の管理)

第44条 この法人の資産は、理事長が管理し、その管理方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

### (会計の原則)

第45条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

### (会計の区分等)

第46条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計とする。

### (事業計画及び予算)

第47条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を得なければならない。

### (暫定予算)

第48条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じて収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

### (予備費の設定及び使用)

第49条 予算超過又は予算外の費用に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

### (予算の追加及び更正)

第50条 予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

### (事業報告及び決算)

第51条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の承認を得なければならない。

2 決算上剰余金が発生したときは、次事業年度に繰り越すものとする。

### (事業年度)

第52条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

### (臨機の措置)

第 53 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務を負担し、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

## 第 7 章 定款の変更、解散及び合併

### (定款の変更)

第 54 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会において、その出席した正会員の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

### (解散)

第 55 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第 1 号の決議を行うときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。

3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

4 この法人が解散したときは、合併及び破産の場合を除き、理事を清算人とする。

### (残余財産の処分)

第 56 条 この法人が解散（合併及び破産による解散の場合を除く。）したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち、総会において出席した正会員の過半数をもって決した社会福祉法人に譲渡するものとする。

### (合併)

第 57 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経て、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

## 第 8 章 公告の方法

### (公告の方法)

第 58 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示する。

## 第 9 章 雜則

### (細則)

第 59 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

### 附則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 年会費 10,000 円

3 この法人の設立当初の役員は、第 14 条第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、別表のとおりとし、その任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、平成 19 年 6 月 30 日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第 47 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

5 この法人の設立初年度の事業年度は、第 52 条の規定にかかわらず、設立の日から平成 18 年 3 月 31 日までとする。

#### 別 表

役職名	氏名	備考
理事	山本 進	理事長
理事	阿部 晴子	副理事長
理事	金古 道子	
理事	高梨 瑶子	
監事	小野塚 智勇	

#### 附則

平成 21 年 8 月 1 日 第 2 条変更

#### 附則

平成 21 年 11 月 2 日 一部変更（第 13 条関係）

#### 附則

平成 28 年 4 月 24 日 第 2 条変更

#### 附則

平成 29 年 4 月 29 日 第 58 条追加変更

#### 附則

令和 7 年〇月〇日 一部変更（第 1 条、第 3 条、第 4 条、第 5 条、第 7 条、第 13 条、第 18 条、第 23 条、第 28 条、第 30 条、第 42 条、第 47 条、第 48 条、第 49 条、第 51 条関係）